

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第 20 条第 1 項
許認可等の種類	療育の給付の決定
法令の定め	第 20 条第 1 項 都道府県は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。
審査基準	給付対象は、結核児童であって、その治療に特に長期間を要すもので、医師が入院を必要と認めたものについて行う。
標準処理期間	総期間 24 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (小樽市保健所、 各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室・地域保健室) 協議機関 日・月 () 処分機関 17 日・丹 (保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (電話番号：011-204-6343)
申請先	小樽市保健所、各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 (医療・母子保健) (電話番号：011-204-6343)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)

(別表 1)